

平成 30 年第 5 回臨時会

# むかわ町議会会議録

平成30年 11月30日 開会

平成30年 11月30日 閉会

むかわ町議会

## 平成30年第5回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (11月30日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	6
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第59号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
閉議及び閉会	26
署名議員	27

むかわ町告示第63号

平成30年第5回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年11月27日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年11月30日(金) 午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第56号 工事請負契約の変更に関する件

議案第57号 工事請負契約の変更に関する件

議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)

町長から提出あった事件(追加議案)

議 案

議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第10号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松紀	美子	議員	6番	三	上純	一	議員
7番	野	田省	一	議員	8番	三	倉英	規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員
11番	北	村	修	議員	12番	中	島	勲	議員
13番	小	坂利	政	議員					

不応招議員（なし）

## 平成30年第5回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成30年11月30日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 議案第56号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 6 議案第57号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 7 議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）

#### 町長提出事件（追加）

- 第 8 議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員		
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員

5番	大松紀美子	議員	6番	三上純一	議員
7番	野田省一	議員	8番	三倉英規	議員
9番	星正臣	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	中島勲	議員
13番	小坂利政	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	今井巧
産業振興課主幹	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司

地域経済課 主 幹	高 木 龍一郎	地域経済課 主 幹	西 村 和 将
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局長	成 田 忠 則	農業委員 会事務局長	鎌 田 晃
農業委員 会支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村 修議員、12番、中島 勲議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第88号のとおりですので、御了承願います。

---

◎町長提出事件の概要説明



○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、平成30年第5回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、議案3件、追加議案5件でございます。

議案第56号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、生田地区シモノ沢排水路整備工事第1工区の工事期間中に北海道胆振東部地震が発生したことから、工事を再開するに当たり、工事期間につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第57号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、町道福住1線排水整備工事の工事期間中に北海道胆振東部地震が発生したことから、工事を再開するに当たり、工事期間につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本年8月10日の人事院勧告に基づき、職員給与及び手当等について改正しようとするものであり、また、議案第61号から議案第62号につきましては、職員の手当てに関わる基準の改正を踏まえ、常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当についての基準を改正するものです。各条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきましては、人事院勧告に伴う、給与改正に伴う所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど、説明員から御説明申し上げますので、何とぞ、御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで、町長提出事件の概要説明は終わりました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第56号 工事請負契約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第56号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、平成30年6月11日開催の、平成30年第2回むかわ町議会定例会におきまして議決をいただきました、生田地区シモノ沢排水路整備工事第1工区請負契約につきまして、工事期間中に発生した北海道胆振東部地震により当該工事現場の安全確保の必要が生じたことから、一時中止をしていた工事を再開するに当たり、工事中止期間を加味し設定した新たな工事期間につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工事概要の工期の事項中「平成30年6月20日から平成30年12月20日まで」を「平成30年6月20日から平成31年2月20日まで」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき工期の延長が一月を超えるため専決処分事項とはならないものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第57号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第57号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、平成30年7月31日開催の平成30年第2回むかわ町議会臨時会におきまして議決をいただきました、町道福住1線排水整備工事請負契約につきまして、工事期間中に発生しました北海道胆振東部地震により当該工事現場の安全確保の必要が生じたことから、一時中止をしておりました工事を再開するに当たり、工事中止期間を加味し設定した新たな工事期間につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工事概要の工期の事項中「契約締結日の翌日から平成30年12月20日まで」を「契約締結日の翌日から平成31年1月30日まで」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき、工期の延長が一月を超えるため専決処分事項とはならないものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

補正予算（第9号）につきましては、北海道胆振東部地震関連として、今後、不足する部

分につきまして、追加をするものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,175万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億8,547万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

5ページの歳出をお開き願います。

3款、民生費の3項1目被災者支援事業の415万円の追加につきましては、震災により町民体育館の代替施設として報徳館を利用しておりますが、宿泊スペースにつきましては11月3日より、鷗川高校生徒寮の避難所としても使用しており、開設に伴う費用としまして必要となる消耗品、燃料費、光熱水費を需用費として追加するほか、公衆電話設置に係る通信運搬費、灯油タンク設置のための備品購入費及び委託料としまして通学バスの運行に係る経費を追加するものでございます。

また、第8号補正におきまして御決定いただきました、鷗川高校生徒寮の仮設寮の建設予定地に係る借り上げ料を追加するものでございます。

6款商工費の1項1目商工振興対策事業の6,225万円の追加につきましては、北海道胆振東部地震で被災し、事業所店舗等が半壊以上の状況となり営業継続が困難となりました事業者が、早期に通常の営業が再開できるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成を受けて共同仮設店舗を整備するものでございまして、建物にあつては3カ年の分の借り上げを、土地にあつては当該年度分の借り上げを行うものでございます。

なお、財源につきましては、建物に係る部分は中小企業基盤整備機構による助成を100%充て、残りは一般財源とするものでございます。

別冊の議案説明資料の1ページに、事業の概要としまして、事業の目的や入居条件等をまとめております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページ、13款災害復旧費、2項1目道路橋りょう災害復旧事業1,438万7,000円の追加につきましては、全て委託料でございまして、道路災害箇所及び調査項目増加に伴う設計費、土出調査項目の追加及びのり面対策箇所の積算増により補正するものでございます。

なお、財源といたしましては、国庫補助金として事業費の2分の1及び補助裏として起債を充てるものでございます。

2目河川災害復旧事業の14億9,952万6,000円の追加につきましては、河川災害箇所が新た

に13カ所増加したことに伴い、新たな調査設計に係る部分を委託料として及び工事請負費について所要の金額を補正するものでございます。

財源につきましては、道路災害復旧事業同様、国庫補助金におきましては事業費の2分の1のほか、災害復旧工事負担金として復旧工事費の約80%及び起債を充てるものであります。

別冊の議案説明資料の2ページに、このたびの補正で追加となります、13カ所の河川につきまして被災状況等をまとめております。

なお、整理番号につきましては、これまでの補正における議案説明資料からの一連として整理をさせていただいております。

3項1目の消防施設災害復旧事業につきましては、これまでの既決予算におきましては、事業費及び委託料として計上しておりましたが、支出科目を調整するため、負担金補助及び交付金へ組み替えをするものでございます。

4項2目社会教育施設災害復旧事業の423万6,000円の追加につきましては、鷓川高校生徒寮が調査により半壊の判定を受けましたことから、解体に要する実施設計委託料を補正するものでございます。

3目保健体育施設災害復旧事業の720万4,000円の追加につきましては、町民体育館の調査終了により、今後の施設利用に向けて改修に必要な実施設計委託を行うため所要の金額を補正するものでございます。

財源につきましては、国庫補助金として実施設計委託の3分2と補助裏として起債を充てるものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

3ページをお開き願います。

14款1項1目の民生費国庫負担金につきましては、報徳館の避難所設置に伴い、必要経費分として72万5,000円を追加し、3目災害復旧費国庫負担金につきましては、河川災害復旧事業負担金として10億3,752万円を追加、2項7目災害復旧費国庫補助金につきましては、町民体育館の実実施設計委託分としまして480万2,000円、道路及び河川災害復旧費において増額となりました設計委託費等分としまして3,645万6,000円を追加するものでございます。

18款繰入金につきましては、歳入予算の調整額としまして、財政調整基金から800万円を繰り入れするものでございます。

19款繰越金につきましては、調整額としまして前年度繰越金5万円を追加するものでございます。

20款5項1目の雑入につきましては、仮設店舗施設整備に係る助成金として6,200万円を追加するものでございます。

21款1項7目災害復旧債につきましては、道路橋りょう河川の災害復旧分といたしまして、4億3,980万円、むかわ町民体育館の実施設計委託分としまして240万円を追加するものでございます。

議案書の8ページをお開きいただきまして、第2表、地方債補正についてであります。ただいま、御説明申し上げました起債の発行限度額につきまして変更をするものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしく誤審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊のむかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書、事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり5ページから8ページ、予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正の全般について質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 補正予算の第9号、これいいです。この全般で。

7ページの、2640の保健体育施設災害復旧事業、これ、今の説明聞くと、一時は解体というようなそういう状況の話も伝わってきたんですけども、今の状況では、修理修繕というか、そういった形でもって可能なのかなという、そういう今、説明なんですけれども、これに関して工事期間だとか、今、いろんなところの体育館、使えるところを利用しているんですけども、開催されるそういった期間の大体の目安があれば教えていただきたいと思うんですけども、その辺まではまだいっていませんか。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 議員の質問に対してお答えしたいと思います。

これから町民体育館のほうについては、実施設計を行うということで、その内容を報告いただいた上で、改めて工事期間、完成予定がわかるような形になっておりますので、御了解ください。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それは、まだ年内で大体めどがつくというような、そういうような想定でよろしいんですか。それとも、年明けにまでかかっていくのか、それと、もう一点、体育館が使えないということで、仁和の体育館の使用だとか、そういったような話も出ていましたけれども、現在、中学、小学、報徳館の体育館等も使えますけれども、その辺の利用状況というのはどのような、体育協会との絡みの中で、どういうふうな進め方していますか。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） まず、町民体育館の部分ですが、災害復旧事業という形でこれから当然、実施設計、それぞれ査定というようなスケジュールの流れになりますので、まず、査定自体もちょっと明確には、2月の査定ということで予定されているということ聞いております。具体的な日程については、まだ周知が来ていない状況ですので、それ以降の復旧事業という形になりますと、来年度にかかるのかなというような状況で今のところ考えております。

それと、それぞれ皆さんにご迷惑をかけています町民体育館の利用ですけれども、今、既存の中でそれぞれ活用させていただいています中央小学校、鶴川中学校ですか、それと一部、田浦の体育館ですね、そちらのほうもそれぞれ利用させて、それぞれの団体と調整させていただきながら、今、現状の中で活用しているような状況となっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 5ページの、975の被災者支援事業の中の、先ほど説明いただいたんですけれども、もう一度お聞きしたいところが、区分の14の借上料の14万3,000円、これ改めてお聞きしたいです。

それから、新聞とかテレビの報道で、鶴川高校の生徒寮のことはいろいろと報道されて、その範囲ではわかったんですけれども、3年生は3月で卒業して退寮ということになりますよね。新たに新入生というところもぜひ応募してほしいと思っているんですけれども、その辺の一連のことについてお聞きしたいことと、2年間ですから、当然、きょう、解体の費用のことも、設計のことも予算出ていますけれども、当然、2年後どうするのかというところがあると思うんです。2年後のことですから、考えが当然あるのではないかと思いますので、その辺についても伺います。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。



○生涯学習課主幹（上田光男君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、借上料の分14万3,000円ですけれども、これは生徒寮の借り上げする、これから仮設寮として設置する民間の土地になるんですけれども、そちらのほうの4カ月分の借上料という形で積算して計上しているような状況になっております。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 若干、補足をさせていただきたいと思います。

今、議員から御指摘のあったとおり、3年生については卒業するということになりまして、応急仮設住宅というくくりの中でいくと、来年入ってくる新1年生は対象外になりますので、そういった部分を含めて、今現在いる34名の生徒さんとそれから舎監2名、36名分の仮設寮を今、建てるということの必要な用地、それは厚生病院のこちら側の用地を、民間の土地なんですけれども、そちらに建てようということで、今、頑張って調整をしているところでございます。

先ほども言いましたとおり、新1年生分は対象外になりますので、町が単独で建てる、町のお金だけで建てるという形にはなりません。それは来年の4月に向けてということで、3月中までに建てるというようなことで考えております。

それから、新年度というか、2年間の仮設の期間の以後のことというのは、その2年間の中で最終的に詰めていくということで、今、いろんなことを検討している段階ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鶴川高校の応急仮設寮については、これ、全国でも事例がないという中で、この間、北海道を經由しながら国の担当部署と幾度となく協議を重ねて、一昨日も実は私、担当部署に行きまして、昨日、ゴーサインが出たというふうな経過になっているところでございます。ようやく、応分の負担というのも考え合わせて、国としても今回の一つのモデルケースというふうな形になるかと思うんですけれども、対応にこぎつけたというのが現実でございます。

大松議員の先ほど質問がありました、要するに、応急仮設寮としてのその後の対応につきましては、これから町として策定します復興計画の中において、その後についての具体的なあり方についてをお示ししていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 保健体育施設の関係ですけれども、2640番。体育施設もう一つ、穂別にもスポーツセンターというのがあるんですけれども、今の現状でどのような状況になっていくのかということ、もし今、わかるものがあれば教えていただきたい。

それともう一点、その中で、仁和の旧学校の体育館を使用しているわけですが、まだ確認はとっていませんけれども、暖房が少し、冬期間使える状況でないということも一部の方からお話を伺っているところなんですけれども、その辺、改修はされたのか、その2点について。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 本日、田口室長のほうは出席しておりませんので、穂別スポーツセンターの件、私のほうでわかる範囲でというか、お答えをしたいと思います。

穂別スポーツセンターについては、端的に言うと被災状況がひどいといひましようか、そういった部分で復旧するのに多額の経費を要するのではないかとということで、今、調査をしているところでございます。単純に震災の被害ということと、それから、これまでの老朽化の部分のこともありますので、今回、お金をかけるということについては、やはり10年、20年使えるということを想定してどのぐらいのお金がかかるのかというような、今、積算をお願いしているところでございます。その金額に基づいて、今後の対応を図るということで、まだ完全なものが報告が来ていませんので、その後、御報告ができるかなという段階でございます。

仁和体育館の暖房の件については、申しわけございませんが、私らのほうには報告が上がってきておりませんのでどういう対応をしているか、現状利用いただいている方、確かに穂別から仁和まで通うという部分では御不便をかけているかと思うんですが、特別な苦情というか要望というか、そういうのはこちらのほうには届いておりませんので、お答えはその程度にさせていただきたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今の体育館の件で、関連で質問させていただきます。

仁和の小学校の体育館の件ですが、私も今、人材センターにいまして、管理人の一人として働いております。暖房は4基あるうち1基しか動いていないんですね。私からも言うのはまだなく人材の人には事務局には言っておりますけれども、修理するという予定ですが、今現在、直っておりません、1基しか動いておりません。

あともう一つは、緊急事態の問題ですね。電話がついてないんですね、中には携帯電話を持っていない方もいるんですよね。例えば、事故があったり、消防署に連絡するときとか、そういうときの緊急連絡についての携帯持っていない人もいるし、そういうのがなければ一番よろしいんですけれども、そういう管理体制についてもぜひ、つけてもらいたいという要望は事務所には言っておりますけれども、どのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） お答えをさせていただきます。

先ほども申したとおり、こちらの教育振興室のものは来ておりません、穂別地区の部分はそちらのほうで所管しておりますので、まだ、そういった具体的な情報は教育委員会のこちらのほうへは上がってきておりませんので、しかるべく、そういった要望があるんでしたら対応していきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第59号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第11 議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題とします。

議案第59号から議案第62号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第59号から議案第62号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明を申し上げます。

この改正は、平成30年8月10日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が可決、決定されたことから、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料（追加分）の1ページ給与等改定の概要をごらんください。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、人事院の調査において、民間給与との間に格差が生じているため、給料表を改定し、月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っている行政職給料表（1）においては、平均0.2%を引き上げるもので、採用職員の初任給を民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、1,500円引き上げることとし、若年層についても1,000円程度の改定を行い、その他につきましては、それぞれ、400円を基本に引き上げるものでございます。

また、再任用職員の俸給月額についても、この取り扱いに準じて改定を行うものでございます。

行政職給料表（1）以外の給料表につきましても、行政職給料表（1）との均衡を基本に、所要の改定を行うものでございます。

続きまして、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、4.40月を4.45月に改定するものでございます。支給月数の引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分し、本年度につきましては、12月期の勤勉手当を0.05月引き上げ、0.90月を0.95月に改定するものでござ

ございます。

平成31年度以降におきましては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分し、それぞれ0.925月とし、期末手当につきましても、それぞれ1.3月に配分をするものでございます。

次に、宿日直手当の改定でございます。宿日直手当につきましても、対象職員の給与の状況を踏まえ、支給額を200円引き上げ、4,200円を4,400円に改定するものでございます。

また、医師の宿日直手当につきましても、支給額の範囲を1,500円引き上げ、3万円を3万1,500円に改定するものでございます。

続きまして、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましても、御説明を申し上げます。

先ほど、御説明申し上げました、一般職の職員の期末、勤勉手当と同様の支給割合にするため、支給月数を0.05月引き上げ、4.40月を4.45月に改定するものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.05月引き上げ、2.275月を2.325月に、平成31年度以降におきましては、6月期の期末手当を2.125月を2.225月に、12月期の期末手当を2.325月を2.225月に、それぞれ均等になるよう改定をするものでございます。

続きまして、議案説明資料（追加分）の2ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。

まず、第24条の宿日直手当でございますが、同条第1項の「4,200円」を「4,400円」に改めるものでございます。

次に、第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項第1号の支給割合「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、あわせて同項第2号の再任用職員に係る支給割合「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改めるものでございます。

なお、第4条関係となります、別表第1の行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）、また、別表第2の医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので御了承願います。

続きまして、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

まず、第26条の期末手当でございますが、同条第2項の支給割合「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、あわせて同条第3項を再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とし、同項各号の規定は適用しないというふうに変更するものでございます。

次に、第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項第1号の支給割合「、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の92.5」に改め、あわせて同項第2項で再任用職員に係る支給割合「、6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を「100分の45」に変更するものでございます。

次に、議案説明資料（追加分）の4ページ、議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第6条の宿日直手当でございますが、同条第1項の3万円を3万1,500円に変更するものでございます。

次に、議案説明資料（追加分）の5ページ、議案第51号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

初めに、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。第4条の期末手当でございますが、同条第1項の12月支給割合100分の227.5を100分の232.5に変更するものでございます。

続いて、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。第4条の期末手当でございますが、支給割合、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を、100分の222.5に変更するものでございます。

次に、議案説明資料（追加分）の6ページ、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条の期末手当でございますが、改正内容につきましては、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条及び第2条と同様の内容となっておりますのでございます。

それでは、議案（追加議案）に戻って御説明を申し上げたいと思います。

追加議案の議案集9ページ、議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条につきましては、第24条の宿日直手当、第29条の勤勉手当、別表の給料表の改正でございます。

第24条中「4,200円」を「4,400円」に改め、第29条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改めるものでございます。改正後の別表第1及び別表第2につきましては、9ページから25ページのとおりとなっております。

追加議案集25ページの改正条例案第2条につきましては、第26条の期末手当、第29条の勤勉手当の改正でございます。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とし、同項各号の規定は適用しない。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、改正条例案第2条の改正規定につきましては、平成31年4月1日からの適用とするものでございます。

続きまして、追加議案集27ページ、議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第6条中「3万円」を「3万1,500円」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、平成30年4月1日から適用とするものでございます。

続きまして、追加議案29ページ、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも、第4条の期末手当の改正ござ

います。

改正条例案第1条は、第4条第1項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

改正条例案第2条は、第4条第1項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分232.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定につきましては、平成31年4月1日からの適用とするものでございます。

続きまして、追加議案集31ページ、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案、第1条及び第2条につきましては、いずれも、第5条の期末手当の改正でございます。改正内容につきましては、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条及び第2条と同様の内容でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定につきましては、平成31年4月1日からの適用とするものでございます。

以上、議案第59号から議案第62号まで一括して提案の御説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

まず初めに、議案第59号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。



これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第59号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第59号についての討論を終わります。

次に、議案第60号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第60号についての討論を終わります。

次に、議案第61号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第61号についての討論を終わります。

次に、議案第62号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第62号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第59号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第61号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

追加議案の33ページをお開き願います。

補正予算（第10号）につきましては、平成30年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正を、先ほど議案第59号から議案第62号で御決定をいただいたところですが、今後、不足する部分につきまして追加をするものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億8,609万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出より御説明申し上げます。

12款の給与費の61万6,000円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により、一般職給が平均で0.2%の増となり、勤勉手当が0.05月増となりますことから、これに伴い、今後不足する勤勉手当を補正するものでございます。

なお、一般職の給料、期末手当における必要額につきましては、既決予算内で対応いたします。また、特別職、議会議員、その他特別会計及び企業会計につきましても同様となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書3ページに戻らせていただいて、歳入について御説明を申し上げます。

19款繰越金につきましては、歳出予算と同額の61万6,000円を前年度繰越金から追加するものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書、事項別明細書1ページから4ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書綴り33ページから34ページ予算総則第1表、歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付託された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員